

法令の改正・通達等から

厚労省・環境省

「石綿ばく露・飛散防止徹底マニュアル」を改正

厚生労働省と環境省は「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」を改正しました。（令和6年2月）石綿含有製品の製造等は、平成24（2012）年までに全面禁止されています。しかし、21世紀中頃までは既存の建築物等の解体が進むことから、解体等の作業に従事する労働者の石綿ばく露防止対策と一般環境への石綿飛散漏えい防止対策は極めて重要な課題となっています。

そのため厚労省と環境省は、石綿障害予防規則及び大気汚染防止法に基づいて、それぞれマニュアルを作成していましたが、技術的には共通する部分も多く、類似した規制が設けられていましたため、令和3年3月にこれらをまとめたマニュアルを作成しました。

今回、その後の両法の改正等を踏まえて改正したもののです。

《改正マニュアルの主な内容》

- ①石綿に関する基礎知識 ②関係法令等の解説
- ③建築物等の解体等での飛散防止対策 ④漏えい確認のための石綿濃度の測定 ⑤呼吸用保護具・保護衣など（詳細は厚労省・環境省HPに）

「皮膚障害防止用保護具の適切使用を！」

厚労省「皮膚障害防止保護具の選定マニュアル」を制定

厚生労働省は「皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル」を制定しました。（令和6年2月）化学物質による健康障害（がん等遅発性疾病を除く）は、年間400件程度で推移しているが、この中では経皮ばく露による皮膚障害が最も多くなっています。また、オルト・トルイジンやM O C Aといった皮膚刺激性のない物質が皮膚から吸収され、発がん（膀胱がん）に至った事例も発生しています。

このマニュアルは、皮膚障害を防止するため主に保護具着用管理責任者の皮膚障害防止用保護具の適切な選択・使用・保守管理の実施を推進するために定めたものです。

《マニュアルの概要》

- (1)関係法令改正の概要：保護具着用管理責任者の職務など。
- (2)皮膚障害等防止用保護具に関する基礎知識
- (3)化学防護手袋の選定：リスクアセスメントによる優先順位付けなど。
- (4)化学防護手袋の使用前・中・後の留意点
- (5)化学防護手袋の保守管理：保管時、廃棄時の留意点など。（詳細は厚労省HPに）